

平成20年3月21日

山形県条例第17号

山形県社会貢献活動促進基金条例

(設置)

第1条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援、これらの団体を社会全体で支える気運の醸成その他の社会貢献活動の促進に関する施策を実施するため、山形県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県社会貢献活動促進基金実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、山形県社会貢献活動促進基金条例（平成20年3月県条例第54号。以下「条例」という）に基づく山形県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）に係る事務及び事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、寄附金とは、基金の趣旨に賛同して行われた現金による寄附をいうものとする。

第2章 基金の造成

(基金の造成)

第3条 基金は、一般会計積立金及び基金に係る寄附金をもって造成する。

(寄附金の受入れ)

第4条 寄附金の受入れは随時行うものとする。この場合、山形県事務代決裁及び専決事務に関する規程（昭和28年12月21日県訓令49号）にかかわらず寄附金の受領に関する決裁は省略できるものとする。

2 寄附金は、原則として別紙の納入書（平成20年3月13日付け出総第435号特例承認様式）により納入するものとする。

3 寄附者から申し出がある場合は、別に定めるところにより、基金の処分に関する希望を添えた寄附金を受け入れることができるものとする。

(寄附金の不返還)

第5条 前条第3項の規定にかかわらず、いかなる場合も寄附金は返還しない。

(寄附金の受付窓口)

第6条 寄附金の受付窓口は、原則として山形県指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関とする。

(寄附金の調定)

第7条 第4条により収納された寄附金に係る調定は、県民文化課長が行う。

(寄附金等の基金への積立時期)

第8条 寄附金等は、次の時期に基金に積み立てるものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 一般会計積立金 | 支出決定時 |
| (2) 寄附金 | 別に定める時期 |
| (3) 運用利息 | 発生の都度 |

第3章 基金の処分

(基金の処分)

第9条 条例第6条の規定に基づき基金を処分することができる施策は次の事業とし、その金額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- (1) NPO活動促進事業
- (2) 基金制度推進事業

(寄附者の希望の考慮)

第10条 基金の処分に係る事業の実施に当たっては、第4条第3項の寄附者の希望を考慮するものとする。

2 前項の寄附者の希望に関する取扱いは、別に定めるものとする。

第4章 基金の運営

(外部有識者委員会の設置)

第11条 山形県社会貢献活動促進基金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会の委員は、別に定めるところにより、知事が委嘱するものとする。
- 3 委員会は、別に定める業務を行うものとする。

(広報)

第12条 基金の運営状況については、随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めるものとする。

(庶務)

第13条 基金に関する庶務は、県民文化課県民活動推進室において処理する。

第5章 その他

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、基金に係る事務及び事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

山形県社会貢献活動促進基金 実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）に係る事務取扱等に関し、山形県社会貢献活動促進基金実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 寄附金に関する事項

(寄附金の区分)

第2条 要綱第4条第3項に規定する基金の処分に関する希望を添えた寄附金の区分は次のとおりとする。

(1) 団体支援寄附金

第9条第1項の規定によりあらかじめ登録された団体（以下「登録団体」という。）が行う事業への支援を希望する寄附金

(2) テーマ希望寄附金

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）別表に掲げる活動の種類及び活動区域に関する寄附者の意向（以下「テーマ」という。）に基づく協働事業への支援を希望する寄附金

2 前項の各号に該当しない寄附金は、山形県内の社会貢献活動を広く支援するための寄附金（以下「一般寄附金」という。）として扱うものとする。

(希望を添えることができる寄附者)

第3条 寄附金に希望を添えられる寄附者は、次のとおりとする。

(1) 団体支援寄附金の場合

1回の納入で5千円以上の寄附を行う個人又は1回の納入で5万円以上の寄附を行う法人その他団体

(2) テーマ希望寄附金の場合

1回の納入で50万円以上の寄附を行う個人又は法人その他団体

(3) 知事が特に認めた場合

(テーマ希望寄附金に係るテーマの確認)

第4条 テーマ希望寄附金を寄附しようとする個人又は法人その他団体は、テーマについてあらかじめ文化環境部長に協議し、その確認を受けるものとする。

2 前項の申請があった場合、文化環境部長は、必要に応じて関係部局長とテーマの適否について協議し、申請者に回答するものとする。

(希望を添えた寄附金を一般寄附金として扱う場合)

第5条 寄附金の区分にかかわらず、次の各号に該当する場合は一般寄附金として扱うものとする。

(1) 寄附者が第3条第1号及び第2号に該当しないとき

(2) テーマ希望寄附金を納入した寄附者が前条第1項の協議を行わないとき又は前条第2項に定める回答を受ける前に寄附金を納入したとき（ただし、文化環境部長が特に認めたもの

を除く。)

- (3) 団体支援寄附金の対象として登録された団体が登録を更新しないとき、又は登録を抹消されたとき

(寄附金の積立時期)

第6条 寄附金の積立時期は、原則として4月、7月、10月、3月とする。

第3章 登録団体に関する事項

(登録の申請)

第7条 第16条第1号の団体支援助成事業の実施団体として登録を受けようとする団体は、基金団体登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

(申請の要件)

第8条 前条の登録の申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に定める特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。

イ 主たる事務所の所在地及び法第2条第1項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が山形県内であること。

ロ 特定非営利活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。

ハ 申請を行う年度の直近2か年度の総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費の割合の平均が50%以上であること。

ニ 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し、特別の利益を与えていないこと。

ホ 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。

ヘ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。

ト 暴力団関係者の統制下にある団体でないこと。

チ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。

リ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

ヌ 法第29条に規定する書類(事業報告書、収支計算書等)のすべてを所轄庁に提出していること。

ル 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の11の2第3項の規定に基づき国税庁長官の認定を受けた認定特定非営利活動法人でないこと。

- (2) NPO法人以外の特定非営利活動を主たる目的とする任意のボランティア団体(以下「各種団体」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。

イ 前号に掲げるイからリまでの要件。

ロ 申請を行う年度を含めた過去5か年度以内に山形県内の行政機関と協働事業(補助、委

託又はそれに類するもの)を行った実績を有する団体又は現在行っている団体であること。

ハ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備している団体であること。

ニ 法第2条第2項第2号に該当する団体であること。

ホ 法第12条第1項第3号のイ及びロに該当しないこと。

ヘ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。

ト 法第21条の規定を満たしていること。

(3) 特定非営利活動を行うために、第1号及び第2号により登録された団体が連合して構成した団体(以下「連合体」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。

イ 主たる事務所の所在地及び法第2条第1項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が山形県内であること。

ロ 組織の運営に関する規則(定款、規約等)、予算及び決算書類を整備していること。

(登録の審査及び決定)

第9条 知事は、第7条の申請を受理したときは、別に定める審査基準に基づき、基金運営委員会の意見を聴いて審査を行い、登録の適否を決定する。

2 知事は、前項の規定により団体を登録することを決定したとき又は登録しないことを決定したときは、基金団体登録審査結果通知書(様式第6号)により当該団体に通知するものとする。

(登録の期間)

第10条 登録の有効期間は、前条第2項の規定による通知のあった日の含まれる年度の翌々年度末までとする。

2 期間満了後、引き続き登録を受けようとする団体は、この要領の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。

(登録の変更)

第11条 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、第7条の申請書類の内容に変更があったときは、基金団体登録変更届(様式第7号)に、変更後の書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第12条 登録団体(NPO法人を除く)は、登録の翌年度から毎年度、各団体の事業年度の最終日から3月以内に、次の書類を知事に提出しなければならない。

イ 前年度の活動報告書又はこれに準ずるもの

ロ 前年度の貸借対照表及び収支計算書又はこれに準ずるもの

ハ 最新の役員名簿

(登録の抹消)

第13条 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 第8条に規定する要件を満たさなくなると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき。

(3) 基金の信用を傷つける行為をしたとき。

- (4) 当該団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (5) その他知事が特に必要があると認めるとき。

(調査)

第14条 知事は、第7条の規定による申請を行う団体又は登録団体に対して、当該団体の承諾を得て、第9条第1項の規定による登録の適否の決定又は前条の登録の抹消に関して必要な調査をすることができる。

(書類の公開)

第15条 知事及び登録団体は、第7条の申請書類を一般に閲覧させるほか、ホームページに公開するなど当該団体の活動内容等を広く周知するものとする。

2 ホームページのほか、前項の閲覧を行う場所及び時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 知事 文化環境部県民文化課県民活動推進室
月曜日から金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 登録団体 団体の事務所又は団体が指定する場所、団体が指定する時間

第4章 助成事業（NPO活動促進事業）に関する事項

(助成対象事業)

第16条 助成金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

- (1) 団体支援助成事業 第9条の規定に基づき登録された団体が企画・実施する事業。
- (2) 協働助成事業

イ 一般型

県政課題の解決を図るため、次条第2号の団体が企画実施する事業。

ロ テーマ希望型

寄附者の希望を踏まえて設定したテーマに基づき、次条第2号の団体が企画実施する事業。

2 前項の規定にかかわらず、協働助成事業について、国及び県の他の事業により補助又は委託を受けている場合又は受ける見込みがある場合は助成対象事業としない。

(助成対象団体)

第17条 助成金の交付の対象となる団体は、次の団体とする。

- (1) 団体支援助成事業 第9条の規定に基づき登録された団体。
- (2) 協働助成事業

イ 第9条の規定に基づき登録された団体。

ロ 次に掲げる要件のすべてを満たすNPO法人及び任意のボランティア団体。

- (イ) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であり、県内で原則1年以上にわたり継続的に活動していること。
- (ロ) 主たる事務所の所在地及び特定非営利活動を行う主たる区域が山形県内であること。
- (ハ) 組織の運営に関する規則（定款、規約等）、予算及び決算書類を整備していること。
- (ニ) 県税及びその他の租税を滞納していないこと。

- (ホ) 法第2条第2項第2号に該当すること。
- (ハ) 法第12条第1項第3号のイ及びロ並びに暴力団関係者の統制下にある団体に該当しないこと。
- (ト) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (フ) 団体の役員が、法第20条各号及び暴力団関係者に該当しないこと。

(情報公開等)

第18条 助成金の交付を受けて事業を実施した団体（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報公開しなければならない。

2 助成事業者は、知事が助成事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

(その他)

第19条 助成事業を行おうとする者は、この要領のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及びNPO活動促進事業に係る助成金の交付のため別に定める要綱の規定に従わねばならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月5日から施行する。

(様式第1号)

山形県社会貢献活動促進基金 団体登録申請書

山形県知事 様

平成 年 月 日

団体名	
主たる事務所の所在地	〒
代表者氏名	◎

山形県社会貢献活動促進基金の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。

なお、当団体は、山形県社会貢献活動促進基金実施要領第8条に規定する申請団体の要件を満たしています。

【添付書類】

1 NPO法人の場合

- ①団体概要書(様式第2号) ●
 - ②法第29条に基づき、毎年1回所轄庁へ提出する次の書類の写し
(ただし、申請時において既に県に提出している場合は添付を不要とする)
 - ・直近2か年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書 ●
 - ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類
 - ③団体目的等についての確認書(様式第3号)
 - ④団体の役員名簿(様式第5号) ●
 - ⑤その他知事が必要と認める書類
- (添付は要しないが、公開するもの)
- ・定款 ●
 - ・設立趣意書 ●

2 各種団体の場合

- ①団体概要書(様式第2号) ●
- ②山形県内の行政機関との協働事業における契約書又は交付決定通知書の写し
- ③団体の規約等 ●
- ④団体目的等についての確認書(様式第3号)
- ⑤直近2か年度の活動報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの ●
- ⑥団体の役員名簿(様式第5号) ●
- ⑦団体役員に関し、成年被後見人等に該当しないことについての確認書(様式第4号)
- ⑧団体の会員名簿
- ⑨その他知事が必要と認める書類

3 連合体の場合

- ①団体概要書（第2号様式） ●
- ②団体の規約又はこれに準ずるもの ●
- ③団体の構成団体名簿 ●
- ④団体目的等についての確認書（様式第3号）
- ⑤その他知事が必要と認める書類

※ 登録団体に認定された場合、登録期間中は、様式第1号とともに、●印の書類を、インターネット等により一般に公開する。

(様式第2号)

団体概要書

(その1)

団体名	(ふりがな)	団体の種別	NPO法人 ・ 任意団体	
主たる事務所の所在地	〒	連絡先	電話 FAX eメール	
代表者氏名	(ふりがな) ④	役員・スタッフ数	役員 有給専従 有給非専従 無給専従	人 人 人 人
設立年月 (活動開始年月)	年 月	(NPO法人の場合) 認証年月	年 月	
活動分野	※下表「活動分野」から該当するものを御記入ください。			
	【主たる分野】	【従たる分野】		
主な活動地域				
ホームページ	有 (URL) / 無			
機関紙	有 (名称:) / 無			
団体の活動目的				
主な活動内容 (事業内容)				
これまでの活動実績	(主なもの)			
	(企業、団体、行政との協働実績)			
事業年度	月 日 から 月 日			

○活動分野

1 保健・医療	7 環境	13 情報化社会
2 福祉	8 災害救援・地域安全	14 科学技術
3 生涯学習・社会教育	9 国際交流・国際協力	15 経済活動・消費者保護
4 まちづくり	10 人権・平和	16 職業能力開発・雇用機会拡充
5 文化・芸術	11 男女共同参画	17 市民活動支援
6 スポーツ・レクリエーション	12 子どもの健全育成	18 その他

◆ 寄付者へのPR ◆

(その2)

<p>1 県民(寄付者) に向けた団体の PR</p>	<p>※ 県民(寄付者) に向け、貴団体をPRするメッセージをお書きください。</p>
<p>2 支援を受けて 取り組みたい事業の概要</p>	<p>※ この記載をもとに寄付を決める方がいると思われます。助成金の申請時には、ここに記載した内容に沿って計画を立て、申請されるようお願いいたします。</p>

◆ 目標宣言 ◆

<p>私たちは、基金の支援を受けて、右の目標達成に努力します。</p>	<p>※ 基金の支援を受けて実施する事業によって、どのような成果を得ようとするのか等、目標を分かりやすく記載してください(可能な限り目標値を設定してください)。</p>
-------------------------------------	--

(参考) 総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費の割合

<p>根拠: 年度及び 年度の収支決算書(直近2か年度)</p>	
① 2事業年度の総事業費の合計	_____ 円
② 2事業年度の特定非営利活動に係る事業費の合計	_____ 円
<p>②/① = _____ % (小数点第1位まで記入) (要件は50%以上)</p>	

この申請書に記載している事項に間違いはありません。

平成 年 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____ (印)

(様式第3号)

団体目的等についての確認書

平成 年 月 日

山形県知事 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

⑩

当団体は、下記のいずれの事項にも該当することをここに確約します。

なお、県において下記の事項について疑義ある場合は、別途必要な報告をいたします。

記

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- 3 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 4 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し特別の利益を与えていないこと
- 5 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないこと又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれるものでないこと
- 7 県税及びその他の租税を滞納していないこと
- 8 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
- 9 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと
- 10 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

(様式第4号)

成年被後見人等に該当しないことについての確認書

平成 年 月 日

山形県知事 様

団 体 名

代表者氏名

印

当団体の役員は以下のとおりであり、全役員が、特定非営利活動促進法第20条各号及び暴力団関係者に該当しないことを確認しました。

役職名	氏名 (ふりがな)

注) 証明書類の添付は不要です。

(参考) 特定非営利活動促進法第20条

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く)に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 5 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 6 法第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

(様式第6号)

番
平成 年 月 日

様

山形県知事

山形県社会貢献活動促進基金団体登録審査結果通知書

平成 年 月 日に申請のありました、山形県社会貢献活動促進基金の助成対象団体の登録について、貴団体を下記のとおり登録しましたので通知します。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

記

- 1 登録期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 留意事項

- (1) この団体登録は、山形県社会貢献活動促進基金を活用した助成金の対象団体として登録するものであり、助成金の交付を約束するものではありません。また、他のNPO法人との間に優劣を付けるものではありません。
- (2) 登録期間内は、登録申請書（様式第1号）のほか申請時に提出した書類を、貴団体の事務所等に見覧用に設置してください。また、ホームページへの掲載などにより活動内容等を積極的に公開してください。（要領第18条）
- (3) 登録は、再申請により更新することができます。（要領第10条）

※ 詳細は、別添「山形県社会貢献活動促進基金実施要領」でご確認ください。

(登録しないことを決定した場合は、上記の下線部について次のとおり記載するものとし、以下の記載は削除するものとする。)

貴団体を登録しないことに決定しましたので通知します。

(様式第7号)

山形県社会貢献活動促進基金 団体登録変更届

山形県知事 様

平成 年 月 日

団 体 名	
主 たる 事務所の 所在地	〒
代 表 者 氏 名	印

平成 年 月 日 第 号で団体登録の決定を受けましたが、次のとおり、登録内容に変更が生じたので届け出ます。

変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日